資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十六年六月二十四日

岐阜県安八郡神戸町大字下宮三〇一番地の八

有限会社竹内商事

代表取締役　竹内　保

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千四百万円減少し七百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十六年六月二十四日

鹿児島市東千石町八番二六号

有限会社モチドメ

代表取締役　新名　真郎

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七十五億円、資本準備金の額を七十九億二千八百二十四万五千五百九十一円、利益準備金の額を十七億三千三百七十一万六千四百四十九円減少し、それぞれ四億九千九百万円、〇円、一億二千五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年一月二十八日

掲載頁　五十五頁（号外第十七号）

平成二十六年六月二十四日

東京都八王子市高倉町九番一号

アジレント・テクノロジー株式会社

代表取締役　梅島　正明

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億九千九百万円、利益準備金の額を一億一千五百万円減少し、それぞれ一億円、二千五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年一月二十八日

掲載頁　五十三頁（号外第十七号）

平成二十六年六月二十四日

東京都八王子市高倉町九番一号

アジレント・テクノロジー・インターナショナル株式会社

代表取締役　梅島　正明

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年七月十日を基準日と定め、同日午前九時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十六年七月二十四日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十六年六月二十四日

東京都町田市玉川学園一丁目一七番一五号

株式会社町田医理科

代表取締役　渡辺　重幸

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年七月九日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十六年七月中旬開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十六年六月二十四日

東京都港区赤坂八丁目五番四〇号

ゴマブックス株式会社

代表取締役　赤井　仁

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年七月九日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十六年七月十八日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十六年六月二十四日

東京都港区三田三丁目三番八号

株式会社セルバンク

代表取締役　北條　元治

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年七月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年六月二十四日

名古屋市中区栄三丁目一八番一号

日通システム株式会社

代表取締役　加村　稔

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年七月九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年六月二十四日

大阪市中央区道修町一丁目五番一八号

株式会社ベネフィットジャパン

代表取締役　佐久間　寛

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年七月十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年六月二十四日

広島県尾道市長者原二丁目一六二番地の一一

株式会社河原

代表取締役　河原　良雄

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である尾崎紀雄が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出くださ い。

平成二十六年六月二十四日

大阪市中央区内淡路町一丁目四番一一号ルイシャトレ大手前一〇〇一号

株式会社韓国ＴＳＵＭＵＲＡ

日本における代表者　尾﨑　紀雄

限定承認公告

本籍香川県さぬき市長尾西九七三番地、最後の住所香川県さぬき市長尾西九七三番地

被相続人　亡　安松　博己

右被相続人は平成二十五年四月二十八日死亡し、その相続人は平成二十六年六月十一日高松家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月二十四日

香川県さぬき市長尾西九七三番地

相続財産管理人　安松ひとみ

訂正公告

平成二十六年六月四日掲載の左記組合に係る合併公告中、住所「福島県二本松市松岡二二四一二」とあるは「福島県二本松市松岡二二四一一」の誤りにつき訂正します。

平成二十六年六月二十四日

福島県二本松市松岡二二四一一

（甲）二本松たばこ販売協同組合

代表理事　吉澤　克也

福島県田村市船引町船引字上中田一七一一

（乙）田村たばこ販売協同組合

代表理事　渡邊　直忠

福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字城跡八七

（丙）棚倉たばこ販売協同組合

代表理事　大竹　敏夫

訂正公告

平成二十六年六月十二日（号外第一三一号）掲載の左記会社に係る第七十七期決算公告（枠組中）「（うち当期純損失）｜（4,316）」とあるは「（うち当期純利益）｜（4,316）」の誤りにつき訂正します。

平成二十六年六月二十四日

石川県金沢市古府一丁目二〇三番地

北国包装器材株式会社

代表取締役社長　青島　安宏

正誤

平成二十六年四月十四日（号外第八十三号）目次欄中

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
一二	二	一四	様式	様式を定める件
〃	〃	一一		
〃	〃	一五		
〃	〃	六～七	第三十一条の六第一項及び第三項の規定に基づく	第三十一条の六の規定に基づき
〃	〃	一七～一八	「消防法施行規則第三十一条の六第五項の規定に基づく」を削る。	
〃	〃	終りから一六	種類	種類を定める件
〃	〃	〃六		
〃	〃	〃二二	類するもの	類するものを定める件
〃	〃	〃一〇～一九	「消防法施行規則第三十三条の三第二項及び第四項の規定に基づく」を削る。	

平成二十六年六月二十日（号外第百三十八号）掲載の公益社団法人不動産保証協会に係る宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告中

（印刷誤り）

ページ	段	行	誤	正
八八	下	一一	平成20年6月20日	平成26年6月20日

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

◉号外　六月二十四日付第一四〇号　一六〇ページ●同日付政府調達第一一六号　一二ページ
●三月三十一日付参会第一二号　一五二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月　一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）（配送料別）